会員規程

一般社団法人リン循環産業振興機構

(目　的)

第１条　この規程は、一般社団法人リン循環産業振興機構（以下「当法人」という。）定款第６条の規定に基づき、社員を含めた当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）

第２条　当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

２　当法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。

（１）当法人の目的に賛同するものであること。

（２）当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

（３）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属するものでないこと。

３　理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

４　前３項の規程にかかわらず、名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。

５　入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種　別)

第３条　当法人の会員は、下記の通りとする。

（１）特別会員　　当法人の目的に賛同して附表１に定める特別の活動を行う法人または団体

（２）正会員　　当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

（３）賛助会員　　当法人の事業を賛助する法人または団体または個人

（４）学術会員　　学術経験者またはそれに相当する実績を有すると理事会が認める個人

（５）協賛団体会員　当法人の事業を賛助する一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人等

（６）名誉会員　　当法人に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人

２　定款第５条の社員とは、これら会員のうち特別会員及び正会員をいう。

(会費)

第４条　入会者は、すみやかに会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、名誉会員については、会費の支払を要しない。

(退　会)
第５条　定款第第９条に該当する社員については、退会とみなし、社員名簿から削除する。他の会員も同様とする。

(変　更)
第６条　この規程は、定款第１４条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

(反社会的勢力への対応)
第７条　当法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
（１）反社会的勢力に属すると認められるとき、または反社会的勢力であったとき
（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき、または関与していたとき
（３）反社会的勢力を利用していると認められるとき、または利用していたとき
（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、または認められたとき
（５）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、または関係していたとき
（６）自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき、または用いていたとき
２　当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（４）風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為
３　会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約

するものとする。

4　当法人は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2018 年 11 月 5 日から施行する。

この規程は、2019 年 5 月 24 日から施行する。

この規程は、2022 年 5 月 26 日から施行する。

附表 1　会員種別と資格

会員種別	機構運営 参加資格 （社員総会）	リン循環経済 戦略検討会 参加資格	事業相談 受付け	機構セミナー 参加者数
特別会員	あり	あり （人数制限なし）	あり	制限なし
正会員	あり	あり (2 名まで)	あり	5 名まで
賛助会員	なし	なし	なし	有料
協賛団体会員	オブザーバー （1 名）	なし	なし	2 名まで
学術会員	なし	あり （要請により）	なし	本人のみ
名誉会員	なし	あり （要請により）	なし	本人のみ

事業相談については、必要に応じてアドバイザー契約等を締結する。

以上